

公的年金を受給されている方へ

～確定申告不要制度について～

公的年金等の収入金額が**400万円以下**で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計金額が**20万円以下**である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

以下のフローチャートで申告が必要か確認してみましょう。

申告要否フローチャート

所得税の確定申告

市県民税の申告

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国の制度に基づき国外において支払われる年金等）の受給がない

はい

いいえ

公的年金以外に申告する所得がない

はい

いいえ

公的年金等以外の申告する所得は 20 万円以下である

はい

いいえ

所得税の確定申告書の提出は不要です。
※還付を受ける場合、確定申告が必要です。

所得税の確定申告書を提出してください。
※所得税額が発生しない場合は、所得税の確定申告は不要です。

※ただし、次にあてはまるときは、住民税の申告が必要です。

- ①公的年金等に係る雑所得のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

納税について

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告と納税は、2月16日(火)から3月15日(月)です。

申告書提出後に納付書等の送付によるお知らせはありませんので、ご注意ください。納付は、便利で安全な振替納税をご利用ください。

振替納税をご利用の方

振替日は4月19日(月)です。2～3日前には口座の残高をご確認ください。新たに振替納税をご利用される方は、3月15日(月)までに「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

現金納付または電子納税される方

納付期限は3月15日(月)です。納付書は税務署または所轄の税務署管内の金融機関窓口にあります。

なお、新たに電子納税をご利用される方は事前準備が必要となりますので、e-Taxホームページでご確認ください。

🌐 <https://www.e-tax.nta.go.jp>